を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数（その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積（ヘクタールで表した面積をいう。）の値に三千本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数）を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

三～九　（略）

（森林経営計画の変更）

第四十二条　（略）

２　（略）

（削る。）

（やむを得ない理由によらない場合）

第四十三条　第三十六条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。）は、次に掲げる場合とする。

一～十二　（略）

十三　第三十四条の森林経営計画書に虚偽の記載をして提出した場合

十四　（略）

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）

第四十四条　（略）

２　（略）

（削る。）

（包括承継の届出）

第四十五条　（略）

（削る。）

（関係市町村の長からの意見聴取等の手続）

第四十六条　法第十九条第三項の規定による関係市町村の長の意見の聴取は、同項に規定する認定をしようとする場合にあつては当該市町村に係る森林経営計画書の写し及び第三十七条各号に規定する書類の写しを送付してするものとし、法第十九条第三項の規定による通知をしようとする場合にあつては変更すべき理由を示した書面を送付してするものとする。

２　（略）

（保安林の指定等の申請）

第四十八条　法第二十七条第一項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第三十三条の二第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による指定施業要件の変更の申請は、申請書に図面を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

２　（略）

（意見書の提出）

第五十一条　法第三十二条第一項（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見書を提出しようとする者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは、当該意見書のほか、当該意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者であることを証する書類を添付しなければならない。

を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数（その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積（ヘクタールで表した面積をいう。）の値に三千本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数）を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

三～九　（略）

（森林経営計画の変更）

第四十二条　（略）

２　（略）

３　前二項の書類の提出部数は、各一通（法第十九条第一項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が処理することとされている場合にあつては、二通）とする。

（やむを得ない理由によらない場合）

第四十三条　第三十六条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。）は、次に掲げる場合とする。

一～十二　（略）

十三　第三十四条第一項の森林経営計画書に虚偽の記載をして提出した場合

十四　（略）

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）

第四十四条　（略）

２　（略）

３　前項の届出書の提出部数は、一通とする。

（包括承継の届出）

第四十五条　（略）

２　前項の届出書の提出部数は、一通とする。

（関係市町村の長からの意見聴取等の手続）

第四十六条　法第十九条第三項の規定による関係市町村の長の意見の聴取は、同項に規定する認定をしようとする場合にあつては当該市町村に係る森林経営計画書の写し及び第三十七条第一項各号に規定する書類の写しを送付してするものとし、法第十九条第三項の規定による通知をしようとする場合にあつては変更すべき理由を示した書面を送付してするものとする。

２　（略）

（保安林の指定等の申請）

第四十八条　法第二十七条第一項の規定による保安林の指定若しくは解除又は法第三十三条の二第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による指定施業要件の変更の申請は、申請書（二通）に図面を添え、農林水産大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

２　（略）

（意見書の提出）

第五十一条　法第三十二条第一項（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出部数は二通とするものとし、当該意見書を提出しようとする者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは、当該意見書のほか、当該意見書を提出しようとする者が当該意見書の提出に係る保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者であることを証する書類を添付しなければならない。